

報告（2）地域生活支援拠点等整備事業について

障がい者の重度化・高齢化及び「親亡き後」に備えるとともに、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、居住支援をはじめ地域全体における支援体制を構築することを目的として、令和5年2月から本整備事業を実施しています。

1. 地域生活支援拠点等の機能について

機能	内容
①相談	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能
②緊急時の受入・対応	短期入所等を活用した緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
③体験の機会・場の提供	障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
④専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な者や行動障がい者を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
⑤地域の体制づくり	地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

※整備類型としては、上記機能の全てを集約した「多機能拠点整備型」及び地域の社会資源を活用し各機能を分担する「面的整備型」の2類型があります。本市は「面的整備型」を採用し実施しています。

2. 登録状況(令和6年6月24日現在)

区分		機能				
		①	②	③	④	⑤
登録可能事業所（A）	65	5	16	40	4	5
登録済み事業所（B）	52	11	28	26	8	15
登録率（=B/A）	80.0%					

※(B)には、本年7月1日運用開始の事業所2か所を含みます。

3. 今後の取組について

市内事業所の中で、登録の意向がある若しくは登録が可能である未登録事業所に対し、訪問する等による働きかけを行い、本整備事業の拡充に向け取組めます。